

# 令和8年度在宅医療従事者研修等委託業務仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、「令和8年度在宅医療従事者研修等委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 2 事業目的

高齢化が進展する中、県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるためには、在宅医療の提供体制が確保されていることが重要である。

本業務は、医療機関の医師等に対し、在宅医療を実施するための動機付けや必要な知識、経営等に関する知識を習得するためのオンライン形式（オンデマンド配信）の研修や、訪問診療の実際の現場を体験するための同行訪問研修を行うことで、在宅医療を実施する医療機関の増加を図るものである。

## 3 委託業務の内容

本業務では、医療機関の医師等に対し、在宅医療を実施するための動機付けや必要な知識、経営等に関する知識を習得するためのオンデマンド形式の研修や、訪問診療の実際の現場を体験するための同行訪問研修を実施するものとする。

なお、業務の実施にあたっては、常に県内の在宅医療に関する現状や、在宅医療に関連する国の法令や通知、検討状況等を十分に把握すること。

### (1) 研修対象者

研修対象者は、医師、県内の医療機関・介護事業所に従事する職員とする。

### (2) オンデマンド研修動画の作成に関すること

ア 在宅医療に係る診療報酬の改定を反映させた上で、以下の項目を盛り込んだ研修動画を作成すること。

- ① 在宅医療に取り組むための基礎知識
- ② 高知県における在宅医療の必要性
- ③ 地域包括ケアシステムと医療機関連携
- ④ 施設基準と診療報酬について（国の令和8年度改定を反映）

### イ 研修動画の時間

作成する研修動画の時間は1時間程度とする。

※上記内容を基本とし、県と協議の上、決定すること。

### ウ 研修動画の企画・講師選定等

- ・ 動画作成にあたり、必要となる研修テキストの企画及び作成を行うこと。
- ・ 受講者に対して必要な知識等の提供ができる者を講師として出演させることとし、講師の選定及び連絡調整を行うこと。

エ 動画作成に係る県との協議

動画作成にあたっては、必要に応じて県との協議した上で業務を行うこと。

(3) オンデマンド研修の周知、実施に関すること

上記(2)で作成した動画を用いたオンデマンド形式の研修を実施することとし、以下の業務を行うこと。

ア 県内の医療関係機関および介護事業所等に対し、文書等を用いた研修の周知  
(約1,000件)

イ 受講申込みの受付、受講者への動画配信リンク先等の案内

ウ 受講者へのアンケート調査、集計

エ オンデマンド形式の研修を実施する期間は4ヶ月程度とすること

(4) 同行訪問研修の実施に関すること

訪問診療の実際の現場を体験するための同行訪問研修を1回実施することとし、以下の業務を行うこと。

ア 講師との連絡調整(講師の選定は県が行う)

※県が選定する講師に支払う謝金は5万円程度とする。

イ 受講申込み受付、受講者への案内

4 事業実施に係る支払い

講師謝礼等、事業実施に係る全ての支払いを事業費内に計上し、受託者が支払うものとする。

5 成果品について

本業務で作成した資料や映像等の著作権・版権は「高知県」に帰属する。

6 委託業務実施計画書の作成

業務を適正に実施するために必要な事項を記載した計画書を作成し、契約後速やかに県に提出しなければならない。(様式自由)

7 業務完了報告書の作成

業務を完了したときは、業務完了報告書を作成し、速やかに県に提出しなければならない。(様式第1号)

8 成果物の提出

受託者は業務の遂行にあたり、以下の成果物を発注者に提出すること。成果物については、制作物とともに電子データ(ai形式及びPDF形式)も提出すること。

なお、本事業の成果物に関する著作権は委託者に帰属するものとする。

(1) 本業務で作成した資料

(2) 研修動画

(3) 業務完了報告書

業務完了報告書については、本仕様書で定めた業務の履行が確認できるようにしたもの

のとして取りまとめ、電子媒体と共に紙媒体でも納品すること。

## 9 その他

個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、互いに協議のうえ定めるものとする。